

生活文化会館基礎調査その他業務委託 募集要領(公募型プロポーザル)

1 公募型企画提案に関する基本事項

(1) 件名

生活文化会館基礎調査その他業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区溝口1-6-10

(3) 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託内容

詳細は、別紙「生活文化会館基礎調査その他業務委託仕様書」のとおりです。

(5) 事業概算額

14,498,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式(随意契約)

(7) プロポーザルに関する日程(予定)

募集開始、質問受付開始	令和8年6月23日(火)
参加意向申出書提出締切	令和8年6月29日(月)
提案資格確認結果通知書送付	令和8年7月1日(水)
質問受付締切	令和8年7月6日(月)
質問回答送付	令和8年7月13日(月)
企画提案書等の受付開始	令和8年7月14日(火)
企画提案書等の提出締切	令和8年7月21日(火)
プロポーザル評価委員会の開催	令和8年7月24日(金)
審査結果通知	令和8年7月30日(木)
契約締結(予定)	令和8年8月17日(月)

(8) 担当部署(問合せ先)

部署名・担当者:川崎市経済労働局労働・人材支援部 中村

所在地:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号:044-200-2299

電子メール:28roudou@city.kawasaki.jp

2 参加資格

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

- (1) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種12(建設コンサルタント)・12(都市計画及び地方計画部門)に登

録されている者。

※ただし、参加意向申出書（様式1）及び実績表（様式2）提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録されている者と同等に扱います。

（2）次の条件を全て満たしていること。

- ア 本市又は他官公庁の公共建築物の劣化調査について、平成28年度以降に履行完了した実績を1件以上有すること。
- イ 本市又は他官公庁の公共施設の利用状況の実態調査について、平成28年度以降に履行完了した実績を1件以上有すること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- エ 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- オ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- カ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。

3 公募手続

（1）募集要領（本書）及び仕様書の公表

ア 公表日 令和8年6月23日（火）

イ 配布場所 本市ホームページに掲載するとともに、担当部署で配布も行います。

（2）参加意向申出書の受付

本公募への参加を希望する場合は、「参加意向申出書」（様式1）、「実績表（類似業務の契約実績を証する書類）」（様式2）に必要事項を記入の上、原則としてすべてPDF化した上で、担当部署宛てに電子メール等により御提出ください。

ア 受付期間 令和8年6月23日（火）～令和8年6月29日（月）午後5時必着

イ 提出書類 参加意向申出書及び実績表

（3）提案資格確認結果の通知

提案資格を確認後、令和8年7月1日（水）までに参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに、「提案資格確認結果通知書」を交付します。「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

(4) 質問書の受付

ア 質問方法 仕様書や企画提案書作成に関する質問は、本要領に添付された「質問書」(様式3)を使用し、電子メールの添付ファイル(PDF形式)でのみ受け付けます。メール件名は「業務委託 質問書」とし、メール送信後、担当部署に電話し、メールの送受信確認を行うことで質問が完了したものとします。ただし、提案資格のない者からの質問にはお答えしません。

イ 受付期間 令和8年6月23日(火)～令和8年7月6日(月)午後5時必着

※メール送受信確認の電話受付時間は、土日祝日などの閉庁日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時とし、受付終了日の午後5時までに、電話による確認が完了したものまでを受け付けます。

ウ 回答方法 提案資格があると認められる者全員に対し、令和8年7月13日(月)までに電子メールにて送付します。電話等による個別対応は行いません。

(5) 企画提案書等の提出

上記(3)において、提案資格があると認められた者は、企画提案書等を、原則としてすべてPDF化した上で、担当部署宛てに電子メール等により御提出ください。オンラインストレージによる提出を希望する場合は、アップロードURL及びパスワードを市で指定するため、事前に担当部署宛に電子メール等で連絡してください。

ア 提出書類 いずれもA4判で任意様式とし、PDFデータで1部提出してください。

(ア) 企画提案書

提案書は、表紙及び目次を除き20ページ以内とし、「3(7)イ 評価基準」を踏まえ、フロー図などわかりやすい表現となるよう留意の上、作成してください。

また、提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはいけません。

(イ) 業務実施体制表

(ウ) 見積書

提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。なお、企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

イ 受付期間 令和8年7月14日(火)～令和8年7月21日(火)午後5時必着

(6) 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は持参又は郵送にて、辞退届(様式4)を令和8年7月23日(木)午後5時までにメールで提出してください。

(7) 選定方法

ア 選定方法、審査体制

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員がそれぞれ企画提案の内容及び質疑応答の結果に対して、「3(7)イ 評価基準」に基づき評価を行います。評価委員の評価点の平均が60点に達した提案者のうち、評価点の合計が最も高い

者を本委託業務の受託予定者として特定します。同点の場合は、次の順で業者を選定するものとします。

- (ア) 「企画提案の内容」の評価点が高いもの。
- (イ) 企画提案の内容のうち、「具体性が十分であること」の評価点が高いもの。
- (ウ) 具体性が十分であることのうち、「基本情報及び課題の把握・整理・検討」の評価点が高いもの。
- (エ) 具体性が十分であることのうち、「対象施設の劣化調査等」の評価点が高いもの。
- (オ) 具体性が十分であることのうち、「諸室・機能の利用状況の実態把握」の評価点が高いもの。
- (カ) 企画提案の内容のうち、「独創性・実効性があること」の評価点が高いもの。
- (キ) 「事業実施体制」の評価点が高いもの。
- (ク) 見積金額が低いもの。

イ 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 事業目的の理解度 (業務目的が十分に理解されていること)	業務目的を十分に理解し、仕様書・要領に沿った提案となっている。	10
2 企画提案の内容 (具体性が十分であること)	■基本情報及び課題の把握・整理・検討 基本情報や課題の把握・整理を行う上で、調査方法、判断方法が具体的に示されているか。【仕様書6(1)、(5)】	20
	■対象施設の劣化調査等 劣化調査等を行う上で、調査方法、判断方法が具体的に示されているか。【仕様書6(2)、(3)、(4)】	20
	■諸室・機能の利用状況の実態把握 諸室・機能の利用状況の実態把握を行う上で、調査方法、判断方法が具体的に示されているか。【仕様書6(6)】	20
2 企画提案の内容 (独創性・実効性があること)	提案者の専門的知識・技術を活かした創意・工夫のある提案内容となっており、提案の取組内容に実効性がある。	15
3 事業実施体制 (本委託が無理なく、確実に実施されること)	事業の実施スケジュールや計画に無理がない。	5
	事業実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	5
4 事業費 (事業費総額が少ないこと)	(最も安価な提案者の参考見積額÷提案者の参考見積額)×5 ※得点は小数点2位以下を切り捨てる。	5
合計		100

ウ プロポーザル評価委員会の実施

- (ア) 日 程 令和8年7月24日(金)(時間は別途御連絡します)
- (イ) 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎(詳細は別途御連絡します)
- (ウ) 時間目安 各社50分以内(説明20分、質問30分)
- (エ) 実施方法等
 - ・プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。
 - ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

- ・使用する説明資料は、提出された企画提案書等のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。
- ・大型モニター、電源一式（電源タップ含む）、モニター接続ケーブル（HDMI ケーブル）は、市にて用意します。上記に記載のない機材（PC 等）は、企画提案者が責任をもって用意してください。

（８）審査結果の通知

審査結果は、「結果通知書」により、令和８年７月３０日（木）に各提案者全てに通知します。また、当部のホームページでも公表します。なお、選定結果等について電話・電子メール等での問合せには応じられません。

４ 契約の締結に関する手続等

審査結果の通知後、本市と選定業者との間で仕様の再確認を行い、個別協議の上、契約を締結します。なお、企画提案書等に記載された内容及び企画提案会の質疑応答で回答された内容については、原則として契約時の仕様に反映することとします。

- （１）契約保証金は、免除とします。
- （２）契約書の作成は、必要とします。

５ その他

- （１）応募に関して必要となる一切の費用は応募者の負担とします。
- （２）提出された応募書類は返却いたしません。
- （３）この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- （４）応募者は、本公募に際して知り得た情報については、本公募への応募のみに用い、第三者への提供や公表を行わないこととします。辞退・失格・落選となった場合も同様とします。
- （５）各提案者が自らの評価点について開示を希望する場合は、結果の通知日から起算して５日以内に、本市に照会することができます。この場合、開示内容は契約予定業者及び照会業者の評価点のみとします。
- （６）川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

６ 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- （１）企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- （２）企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- （３）企画提案書の提出後に、「２ 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- （４）他の参加者の協力者となった場合
- （５）その他、本要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。